

## 2. 調査結果

### (1) 振動苦情の状況

1) 平成9年度に全国の地方公共団体が受けた振動に係る苦情の件数は、2,257件であった。これは、平成8年度(2,662件)と比べて405件、15.2%の減少となる。

(図1 添付ファイル参照)

表1 都道府県別苦情件数(上位10都道府県)

2) 苦情件数を都道府県別にみると、東京都の481件が最も多く、次いで神奈川県275件、大阪府270件の順となっており、この3都府県で全国の振動苦情件数の45.5%を占めている。(表1)

苦情件数の都道府県別の増減状況をみると、減少件数の大きいのは、東京都、兵庫県等であり、増加件数の大きいのは、滋賀県、京都府等である。

(表2 添付ファイル参照)

順位	苦情件数		人口100万対件数	
	都道府県	件数	都道府県	件数
1	東京都	481	東京都	41
2	神奈川県	275	神奈川県	33
3	大阪府	270	大阪府	31
4	愛知県	200	愛知県	29
5	埼玉県	161	兵庫県	26
6	兵庫県	140	千葉県	24
7	千葉県	139	埼玉県	24
8	福岡県	47	奈良県	17
9	北海道	47	佐賀県	17
10	京都府	42	京都府	16
	全体	2,257	全国平均	11

注) 人口は、平成10年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

3) 苦情件数を発生源別にみると、建設作業が1,036件(45.9%)で最も多く、次いで工場・事業場748件(33.1%)、道路交通及び鉄道341件(15.1%)の順となっている。

(図2 添付ファイル参照)

また、発生源別の増減状況としては、建設作業(前年度比181件の減)に係る苦情、工場・事業場(前年度比135件の減)に係る苦情など全体として減少した。

特定工場等・特定建設作業の最近の推移については、工場・事業場の指標となる特定工場等の総数は概ね前年度並み、特定建設作業の件数は若干減少傾向であった。(表3)

表3 特定工場等・特定建設作業の最近の推移

--	--	--	--

	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度
特定工場等 総数	117,076	118,354	118,466
対前年度増 (増加率)	-654 (-0.56%)	1,278 (0.11%)	112 (0.09%)
特定建設 作業件数	27,637	27,857	26,727
対前年度増 (増加率)	2,060 (8.05%)	220 (0.01%)	-1,130 (-4.06%)

規制対象とそれ以外の苦情件数との比較

工場・事業場に対する苦情総数 746 件のうち、法の規制対象となる指定地域内の特定工場等に対するものは、約 3 割の 226 件であり、建設作業に対する苦情総数 1,036 件のうち、同指定地域内の特定建設作業に対する苦情は約 3 割の 328 件となっている。(表 4)

表 4 規制対象・非対象別苦情件数

	発生源	指定地域		計
		内	外	
工場・ 事業場	特定工場等	226( 30.2%)	6 (0.8%)	232 (31.0%)
	上記以外	465( 62.2%)	51 (6.8%)	516 (69.0%)
	計	691( 92.4%)	57 (7.6%)	748 (100.0%)
建設作業	特定建設作業	327( 31.5%)	7 (0.7%)	334 (32.2%)
	上記以外	676( 65.3%)	26 (2.5%)	702 (67.8%)
	計	1,003( 96.8%)	33 (3.2%)	1,036 (100.0%)

(2) 地域指定の状況

振動規制法に基づき地域指定が行われている市区町村数は平成 9 年度末現在 1,653 (平成 8 年度 1,649) で、全国の市区町村数の 50.8 % に相当する。(表 5)

表5 地域指定の状況（平成9年度末現在）

	市	区	町	村	計
全市区町村数	670	23	1,993	569	3,255
指定市区町村数	658	23	872	100	1,653
割合（％）	98.2	100	43.8	17.6	50.8

（3）工場・事業場に対する規制の状況

ア．特定工場等及び特定施設の届出数

振動規制法に基づき届出された特定工場等数及び特定施設数は、平成9年度末現在それぞれ118,466及び861,053となっている。

特定工場等の内訳をみると、金属加工機械を設置しているものが最も多く（35.3％）以下、圧縮機を設置しているもの（24.2％）織機を設置しているもの（17.8％）の順となっている。特定施設の内訳をみると、織機が最も多く（37.0％）以下、金属加工機械（33.6％）圧縮機（15.1％）の順となっている。（表6-1、表6-2）

表6 法に基づく届出数（平成9年度末現在）

6-1 特定工場等数

6-2 特定施設数

設置特定施設	総数	(%)	特定施設	総数	(%)
金属加工機械	41,851	35.3	金属加工機械	289,695	33.6
圧縮機	28,637	24.2	圧縮機	129,562	15.1
土石用破碎機等	3,341	2.8	土石用破碎機等	18,940	2.2
織機	21,090	17.8	織機	318,131	37.0
コンクリートブロック マシン等	1,006	0.8	コンクリートブロック マシン等	2,477	0.3
木材加工機械	2,548	2.2	木材加工機械	4,136	0.5
印刷機械	11,383	9.6	印刷機械	37,286	4.3
ロール機	696	0.6	ロール機	3,892	0.4
合成樹脂用射出成形機	6,964	5.9	合成樹脂用射出成形機	50,893	5.9
鋳造型機	950	0.8	鋳造型機	6,041	0.7

計	118,466	100	計	861,053	100
---	---------	-----	---	---------	-----

注) 特定工場等とは、特定施設を有し、法の規制対象となる工場・事業場。

イ．法に基づく措置等の状況

指定地域内の特定工場等に係る苦情 226 件（平成 8 年度 263 件）に対して、平成 9 年度に行われた振動規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収 42 件（同 51 件）、立入検査 193 件（同 210 件）、振動の測定 115 件（同 125 件）であった。振動測定の結果、規制基準を超えていたものは 20 件（同 30 件）であった。改善勧告は、1 件（同 0 件）行われ、改善命令は行われていない（同 0 件）。また、振動防止に関する行政指導が 198 件（同 228 件）行われた。（表 7）

表 7 指定地域内の特定工場等に係る措置等の状況

		特定工場等
苦 情		2 2 6
行政措置等	報告の徴収	4 2
	立入検査	1 9 3
	測 定	1 1 5
	うち基準超	2 0
	改善勧告	1
	改善命令	0
	行政指導	1 9 8

( 4 ) 特定建設作業に対する規制の状況

ア．特定建設作業の届出件数

表 8 特定建設作業件数

平成 9 年度中に届出された特定建設作業実施件数は 26,727 件（平成 8 年度 27,875 件）であり、その内訳をみると、くい打機等を使用するもの 9,604 件（同 10,829 件）、ブレーカーを使用するもの 16,403 件（同 16,295 件）が多くを占めている。（表 8）

イ．法に基づく措置等の状況

特 定 建 設 作 業	届出件数	
くい打機等を使用	9,604	35.9 %
鋼球を使用して破壊	70	0.3 %
舗装版破碎機を使用	650	2.4 %
ブレーカーを使用	16,403	61.4 %

指定地域内の特定建設作業の苦情 328 件(平成 8 年度 362 件)に対して、平成 9 年度に行われた振動規制法に基づく措置の件数は、報告の徴収 56 件(同 63 件)、立入検査 282 件(同 311 件)、振動の測定 75 件(同 88 件)であった。振動測定の結果、基準を超えていたものは 10 件(同 9 件)であった。改善勧告、改善命令は行われていない(同 0 件)が、振動防止に関する行政指導が 300 件(同 325 件)行われた。(表 9)

表 9 指定地域内の特定建設作業に係る措置等の状況

		特定建設作業
苦 情		3 2 8
行政措置等	報告の徴収	5 6
	立入検査	2 8 2
	測 定	7 5
	うち基準超	1 0
	改善勧告	0
	改善命令	0
行政指導		3 0 0

表 1 0 指定地域内の道路交通振動に係る措置等の状況

( 5 ) 道路交通振動に対する措置の状況

指定地域内の道路交通振動の苦情 264 件(平成 8 年度 304 件)に対して、振動の測定は 145 件(同 157 件)行われており、要請限度を超えていたものは 3 件(同 3 件)であった。また、都道府県公安委員会に対する要請及び道路管理者に対する要請は行われていない。(同 0 件)

なお、これらの振動規制法に基づく措置のほか、道路管理者に対する協力依頼等の措置が 96 件(同 115 件)、都道府県公安委員会に対する同の措置が 11 件(同 5 件)行われた。(表 1 0)

行政措置等	件 数
苦 情	2 6 4
測 定	1 4 5
うち要請限度超	3
公安委員会へ要請	0
道路管理者へ要請	0
要請以外の公安委員会への措置依頼	6
要請以外の道路管理者への措置依頼	9 6

